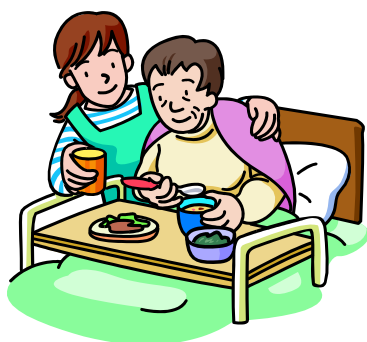


令和3年度指導監査概要

令和4年11月



長崎県福祉保健部

はじめに

我が国は、本格的な人口減少社会を迎え、少子・高齢化の急速な進行、グローバル化の進展など、本県をとりまく社会情勢は大きく変化しています。

特に本県においては、全国に先行して高齢化が進んでおり、障害のある方々や高齢者、子どもをはじめ、県民の皆様が地域で互いに支えあいながら、心豊かに安心して暮らし、社会参加していただくためには、それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援策を講じることが重要であります。

本県では、「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な地域共生社会の実現」を目指し、各種施策を積極的に推進していくこととしており、監査指導課においては、社会福祉法人、社会福祉施設、介護保険施設・事業所、障害福祉サービス事業所等の運営の適正化および福祉サービスの質の向上に資することを目的として指導監査を実施しております。

この監査概要は、令和3年度に実施した指導監査の結果の概要をとりまとめたものです。

令和3年度は、3,344の監査対象に対して、916件の定期指導監査のほか、運営上著しい問題が疑われる事業所等に対して3件の特別監査を実施し、2件の改善勧告と1件の行政処分を行いました。

県としましては、引き続き不祥事案に対しては厳格な行政処分などを行い、今後とも適正な運営と、よりよいサービスの提供が行われるよう指導に努めてまいります。

令和4年11月

長崎県福祉保健部長 寺原 朋裕

目 次

	頁
第1章 指導監査の概要	1
1. 一般監査の概要	1
2. 特別監査の概要	3
3. 指導監査の実績	4
4. 文書指摘の概況	5
第2章 社会福祉法人に対する主な指摘事項	6
1. 老人福祉施設を主として運営する法人	6
2. 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）を主として運営する法人	6
3. 障害者（児）福祉施設・障害福祉サービス事業所を主として運営する法人	6
第3章 社会福祉施設・事業所に対する主な指摘事項	8
1. 老人福祉施設等の指摘事項	8
2. 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）の指摘事項	8
3. 障害者（児）福祉施設の指摘事項	9
4. 介護保険施設・事業所の指摘事項	9
5. 障害福祉サービス事業所の指摘事項	12
【参考Ⅰ】 社会福祉法人の経営分析	14
1. 経営分析結果の主な数値	14
2. 特別養護老人ホームを主として運営する法人の経営分析結果	15
3. 保育所を主として運営する法人の経営分析結果	16
4. 障害者（児）福祉施設を主として運営する法人の経営分析結果	17
5. 経営分析値	19
【参考Ⅱ】 社会福祉施設の県内平均給与額	20
【資料】	
1. 令和3年度文書指摘の主な事項（社会福祉法人）	21
2. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉法人）	22
3. 令和3年度文書指摘の主な事項（社会福祉施設）	23
4. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉施設）	24

5. 令和3年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所、障害福祉サービス事業所）	25
6. 年度別文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所）	26
7. 年度別文書指摘の主な事項（障害福祉サービス事業所）	27
8. 令和3年度の特別監査の状況	28
9. 介護報酬・自立支援給付費（支援費）の返還状況（平成13年度～令和3年度）	29
10. 令和4年度指導監査等実施方針.....	30

第1章 指導監査の概要

1. 一般監査の概要

令和3年度に実施した一般監査の概要は次のとおりです。

令和3年度においては、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、時期によっては指導監査を見合わせたことなどから、対象の法人・施設・事業所等全体に対する実施率が27.4%（令和2年度29.0%）、文書指摘件数が555件（令和2年度739件）となっています。

なお、年度毎の実施計画に対する実施率は、65.9%（令和2年度69.3%）となっています。

（注）長崎市及び佐世保市（中核市）に所在する有料老人ホーム、介護保険施設・事業所及び障害福祉サービス事業所等の指導監査については、当該中核市が行い、また、平成25年度からは、各市に所在する社会福祉法人（当該市内のみで事業を行う法人）の指導監査を市に権限移譲しています。

（1）社会福祉法人（4、21頁参照）

111法人のうち、35法人（31.5%）に対して指導監査を行いました。

指導監査を行った法人に対し文書指摘を行った法人は20法人（57.1%）（以下「指摘率」という。）で、指摘事項の件数は、46件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【法人運営】

理事会に関すること（13件）

評議員・評議員会に関すること（10件）

【管理】

会計管理に関すること（12件）

となっています。

このため、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保に向けて、監査機能の向上、経理事務の適正化等について、指導していく必要があります。

（2）社会福祉施設（4、23頁参照）

社会福祉施設とは、老人福祉施設等（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム等）、保育所、児童養護施設、視聴覚障害者情報提供施設、障害児施設、保護施設等を指します。

対象施設581のうち、438施設（75.4%）に対して指導監査を行いました。

指摘率は30.1%（132施設）で、指摘事項の件数は249件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

○児童福祉施設では、

【運営・管理】

① 就業規則、管理規程等の不備など。（２８件）

【職員処遇】

① 給与、各種手当の支給が不適正。（４２件）

【経理事務】

① 会計処理が不適切。（１５件）

○老人福祉施設等では、

【運営・管理】

① 職員配置基準が不適切。（１件）

○障害者（児）福祉施設では、

【運営・管理】

① サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の変更届が県に未提出（１件）

となっています。

このため、引き続き、就業規則等の整備、給与水準の確保、適正な会計処理等について、指導していく必要があります。

（３）介護保険施設・事業所（４、２５頁参照）

介護保険制度は平成１２年４月から開始され、事業者の育成に主眼をおいた実地指導を行ってきましたが、平成１８年４月の介護保険法改正により、サービスの質の向上と悪質な事業者の排除を目的として「指導」と「監査」が明確に区分されました。遵守すべき各種サービスの提供や、介護報酬請求に関する事項等については、事業者自らの責で行なうものとされ、これまで行ってきた指定基準の指導は「集団指導」の中で周知徹底に努めています。

実地指導においては、認知症ケアの理解や高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に向けた事業者等の積極的な取り組みの推進、並びに個々の利用者に対するサービス提供プロセスの重要性の理解等を求め、また、サービスの質の向上が図られるよう、事業者や直接サービスを提供する職員に対し、コミュニケーションを充分にとりながら指導・助言を行うよう努めています。

介護保険事業については、１，４４５施設・事業所のうち、１６．３％の２３５施設・事業所に対して実地指導を行いました。

指摘率は６．０％（１４事業所）で、指摘事項の件数は２４件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【人員に関する基準】（１３件）

① 職員の不足、必要な資格が無いなど

【運営に関する基準】（１０件）

① サービスの取扱方針の不備・不徹底など

- ② 衛生管理が不十分
- ③ 勤務体制の確保が不十分など

【介護給付費の算定及び取扱い】（1件）

となっています。

引き続き、サービス提供責任者や生活相談員等の職員の適正配置、介護サービス計画の適切な作成・変更及び利用者等への説明や同意の取得、介護給付費の加算請求の適正化とともに、利用者等の意思・人格を尊重し、常にその立場に立ってサービスが提供されるよう、指導・助言していく必要があります。

（4）障害福祉サービス事業所（4、25頁参照）

障害者自立支援制度に基づく障害福祉サービス事業所については、1,143事業所のうち、188事業所（16.4%）に対して実地指導を行いました。

指摘率は56.9%（107事業所）で、指摘事項の件数は236件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【運営に関する基準】（173件）

- ① 運営規程の不備
- ② サービス提供の記録などの不備
- ③ 勤務体制の確保が不十分
- ④ 非常災害対策の不備
- ⑤ 会計処理区分が不明確 など

【介護給付費等の算定及び取扱い】（52件）

- ① 各種加算の不備
 - ・加算算定に必要な支援記録の不備
 - ・加算対象とならないものを誤って算定 など

【人員に関する基準】（3件）

- ① 職員の不足、必要な資格が無い

となっています。

引き続き、利用者本位でサービスを行うという障害者自立支援制度の理解を求める必要があることから、非常災害対策、介護給付費等の適切な算定、虐待防止のための研修の実施、利用者に対する適正な支援計画の作成・見直し、入所者預り金の適正な管理並びに服薬管理マニュアルの徹底等について、指導・助言していく必要があります。

2. 特別監査の概要（28頁参照）

県民からの情報提供等により、3件の特別監査を実施しました。その結果、2件の改善勧告と1件の行政処分（令和4年4月）を行いました。

3. 指導監査の実績

区 分		監査対象数	実地指導監査数	実施率(%)
社会福祉法人		111	35	31.5
法人計		111	35	31.5
老人福祉施設等		278	148	53.2
児童福祉施設（障害児施設を除く）		293	288	98.3
婦人保護施設		1	0	0.0
視聴覚障害者情報提供施設（※障害）		2	0	0.0
児童福祉施設（障害児施設）（※障害）		7	2	28.6
施設計		581	438	75.4
介護保険事業		1,445	235	16.3
施設サービス事業		121	23	19.0
居宅サービス事業		857	142	16.6
介護予防サービス事業		467	70	15.0
障害福祉サービス事業		1,143	188	16.4
介護保険・障害福祉サービス事業所計		2,588	423	16.3
法人・施設・事業所 合計		3,280	896	27.3
措置等 機 関	老人福祉関係市町	19	7	36.8
	児童福祉関係市町	19	10	52.6
	児童相談所（児童・障害）	4	1	25.0
	婦人相談所	1	0	0.0
	障害福祉サービス関係市町	21	2	9.5
	計	64	20	31.3
総 合 計		3,344	916	27.4

監査対象数は、令和3年4月1日現在

4. 文書指摘の概況

指導監査の結果、改善又は是正を要する事項については、原則として文書指摘することとしています。

社会福祉法人は20法人に対して文書指摘（指摘率57.1%）を行い、指摘件数は46件です。前年度と比べると指摘率で23.8ポイント増加しています。

社会福祉施設は132施設に対して文書指摘（指摘率30.1%）を行い、指摘件数は249件です。前年度と比べると指摘率で3.0ポイント増加し、指摘件数は20件増加しています。

介護保険施設・事業所、障害福祉サービス事業所は121施設・事業所に対して文書指摘（指摘率28.6%）を行い、指摘件数は260件です。前年度と比べると指摘率で7.8ポイント減少し、指摘件数は231件減少しています。

（1）社会福祉法人 ※21頁参照

区 分	老人福祉等法人	児童福祉等法人	障害者福祉等法人	計
監査実施法人	10	17	8	35
文書指摘法人	5	9	6	20
指摘率（%）	50.0	52.9	75.0	57.1
指摘件数	10	25	11	46

（2）社会福祉施設 ※23頁参照

区 分	老人福祉施設等	児童福祉施設(除 く障害児)・婦人 保護施設	障害児施設・視聴 覚障害者情報提供 施設	計
監査実施施設	148	288	2	438
文書指摘施設	1	130	1	132
指摘率（%）	0.7	45.1	50.0	30.1
指摘件数	1	247	1	249

（3）介護保険施設・事業所、障害福祉サービス事業所 ※25頁参照

区 分	介護保険施設 事業所	障害福祉サー ビス事業所	計	合計 (1)+(2)+(3)
監査実施施設・事業所	235	188	423	896
文書指摘施設・事業所	14	107	121	273
指摘率（%）	6.0	56.9	28.6	30.5
指摘件数	24	236	260	555

第2章 社会福祉法人に対する主な指摘事項（21頁参照）

1. 老人福祉施設を主として運営する法人

本県が所管する老人福祉施設を主として運営する法人は45法人であり、実地監査した法人数は10（実地監査率22.2%）です。このうち文書指摘した法人数は5（指摘率50.0%）です。

指摘件数は10件で、内訳は、評議員会、理事会など法人運営に関することが6件、会計管理に関することが4件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものは次のとおりです。

[理事会]

- ・評議員会の招集について、理事会の議決がなされていない。
- ・理事会の議事録が作成されていない。

[会計管理]

- ・収益事業の収益について、社会福祉事業または公益事業に繰入を行っていない。
- ・収益事業に他の事業区分から繰入を行っている。

2. 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）を主として運営する法人

本県が所管する児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）を主として運営する法人数は37であり、実地監査した法人数は17（実地監査率45.9%）です。このうち文書指摘した法人数は9（指摘率は52.9%）です。

指摘件数は25件で、内訳は評議員会、理事会、定款等の法人運営に関することが19件、会計管理に関することが4件、事業関係・その他が1件ずつとなっています。

これら文書指摘した中で、主なものは次のとおりです。

[評議員会]

- ・評議員会の招集・運営が不適切である。

[会計管理]

- ・決算及び計算関係書類が不適切である。

3. 障害者（児）福祉施設・障害福祉サービス事業所を主として運営する法人

本県が所管する障害者（児）福祉施設・障害福祉サービス事業所を主として運営する法人は29法人であり、実地監査した法人数は8（実地監査率27.6%）です。このうち文書指摘した法人数は6（指摘率75.0%）です。

指摘件数は11件で、内訳は、資産管理や会計管理に関することが7件、評議員会や理事会など法人運営に関することが3件、公益事業に関することが1件となっています。

これら文書指摘した中で主なものは次のとおりです。

[資産管理]

- ・理事会や評議員会の承認を受けずに、基本財産の土地を売却している。
- ・定款の基本財産の一部の土地が登記簿謄本の面積と一致していない。

[会計管理]

- ・財産目録の基本財産が定款の基本財産と一致していない。

[理事会]

- ・理事会で評議員会の決議の省略について決議していた。

[公益事業]

- ・公益事業に係る定款変更の認可を受ける前に事業を開始していた。

第3章 社会福祉施設・事業所に対する主な指摘事項（23頁参照）

1. 老人福祉施設等の指摘事項

本県が所管する老人福祉施設等は、養護老人ホーム21、特別養護老人ホーム91、軽費老人ホーム・ケアハウス16、有料老人ホーム等150の計278であり、実地監査した施設数は148（実地監査率53.2%）です。

このうち文書指摘した施設数は1（指摘率0.7%）です。

指摘件数は、運営・管理関係で1件となっています。

[運営・管理]

- ・看護職員の職員配置基準を満たしていない。

2. 児童福祉施設・婦人保護施設の指摘事項

本県が所管する児童福祉施設数（保育所、児童養護施設等）は293、婦人保護施設数は1であり、実地監査した施設数は288（実地監査率98.0%）です。

このうち文書指摘した施設数は130（指摘率45.1%）です。

指摘件数は247件で、内訳は、運営・管理関係で83件、経理事務関係で38件、児童処遇関係で60件、職員処遇関係で66件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

[運営・管理]

- ・条例に規定している保育士数が不足している。
- ・早朝や夕方の保育士配置が適切である。
- ・常勤の保育士が各組に1名以上配置されていない。
- ・通報訓練が行われていない。

[児童処遇]

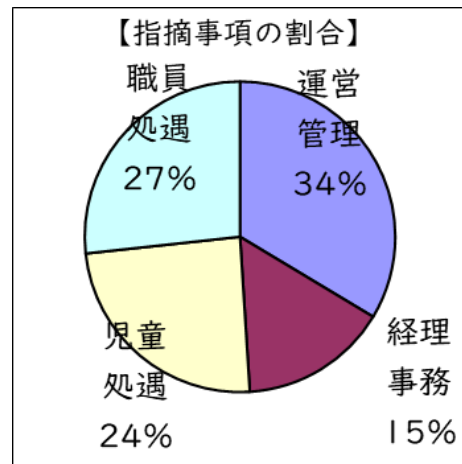
- ・業務の質の評価が適切に実施されていない。

[職員処遇]

- ・36協定が対象期間の開始日までに届出されていない。
- ・有給休暇が適切に付与されていない。
- ・保育士の給与格付けや昇給が適正になされていない。
- ・通勤手当、住居手当、扶養手当などの各種手当の支給に誤りがある。

[経理事務]

- ・工事の発注や備品購入の際、経理規程に基づかない処理がある。
- ・運営費対象外経費の支出がなされている。
- ・予算の作成・執行が適正に行われていない。



3. 障害者（児）福祉施設の指摘事項

本県が所管する障害児施設及び視聴覚障害者情報提供施設数は9であり、実地指導した施設数は2（実地指導率22.2%）です。

このうち文書指摘した施設数は1（指導率50.0%）です。

指摘件数は、運営・管理関係で1件となっています。

[運営・管理]

サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の変更届を県に提出していない。

4. 介護保険施設・事業所の指摘事項（25頁参照）

区 分	介護保険		
	施設 サービス	居宅サービス (介護予防含む)	計
実地指導対象施設・事業所	121	1,324	1,445
実地指導実施施設・事業所 A	23	212	235
文書指摘を受けた施設・事業所 B	0	14	14
指摘率 (B/A)	0.0	6.6	6.0
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数
	件	件	件
【人員に関する基準】	0	13	13
【設備に関する基準】	0	0	0
【運営に関する基準】	0	10	10
【介護給付費の算定及び取扱い】	0	1	1
【その他】	0	0	0
合 計	0	24	24

平成18年4月から介護保険制度が改正され、事業者等に予防重視型システムへの転換、新たなサービス体系の確立、サービスの質の確保・向上が求められ、指導と監査が明確に区分されたことに伴い、行政指導としては、国が作成した「介護保険施設等実地指導マニュアル」（平成19年2月7日老指発第0207001号、平成24年8月30日老指発第0331第1号）において、従来行ってきた主眼事項及び着眼点に基づくチェック型の実地指導を廃止し、利用者の処遇及びサービスの質向上のため、身体拘束廃止や虐待の防止等への取組に対する指導強化、不適正な請求の是正を指導することとなっています。

これらを踏まえ、19年度の実地指導から、よりよいケアの実現を図るため、指導方針の見直しを行い、「アセスメントを行い利用者の生活上の課題を分析した上で、総合的な援助方針・目標を設定すると共にサービス等を組み合わせて提供し、定期的実施状況モニタリング・評価することにより、新たな課題を分析しサービス計画の変更等を行う一連のプロセスの重要性」「生活支援に向けたサービスの質の確保・向上が図られる運営」

等、介護サービス事業者等の育成・支援を目的とした口頭指導（助言）を行っています。

なお、利用者に直接不利益をもたらす人員基準違反、利用者等に対して説明・同意等が行われていない場合、介護報酬の各種加算等について過誤調整を必要とする場合等には文書指導を行っています。

(1) 介護保険施設の指摘事項

令和3年度の本県の指導監査対象であった介護保険施設は、介護老人福祉施設69、介護老人保健施設36、介護療養型医療施設12、介護医療院4の計121施設であり、実地指導した施設数は23（実地指導率19.0%）です。令和3年度においては、文書指摘に至った施設はありませんでした。

(2) 居宅サービス（介護予防を含む）事業所の指摘事項

令和3年度の本県の指導監査対象であった居宅サービス事業所は857事業所、介護予防サービス事業所は467事業所、合計1,324事業所であり、実地指導を行った事業所数は212（実地指導率16.0%）です。（内訳は次表のとおり）

居宅サービス事業所	対象数	実施数	介護予防サービス事業所	対象数	実施数
訪問介護	179	45			
訪問入浴介護	8	0	訪問入浴介護	7	0
訪問看護	58	19	訪問看護	58	19
通所介護	205	27			
通所リハビリテーション	115	11	通所リハビリテーション	115	11
短期入所生活介護	110	19	短期入所生活介護	106	19
短期入所療養介護	54	4	短期入所療養介護	54	4
特定施設入所者生活介護	33	2	特定施設入所者生活介護	32	2
福祉用具貸与	46	8	福祉用具貸与	46	8
福祉用具販売	49	7	福祉用具販売	49	7
計	857	142	計	467	70

このうち文書指摘した事業所数は14（指摘率6.6%）です。

指摘件数は24件で、内訳は、人員に関する基準関係で13件、運営に関する基準関係で10件、介護給付費の算定及び取扱い関係で1件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

[人員に関する基準]

- ①職員の不足、必要な資格がないなど
 - ・常勤のサービス提供責任者が配置されていない。
 - ・常勤・専従の管理者が配置されていない。
 - ・必要な数の介護職員・看護職員が配置されていない。

[運営に関する基準]

- ①サービスの取扱方針の不備・不徹底など
 - ・介護サービス計画及び福祉用具貸与計画について、その作成、説明、同意、交付及び変更が適切に行われていない。

・介護サービス計画について、居宅サービス計画に位置づけられていないサービスを対象としている。

②勤務体制の確保が不十分など

・勤務表について、併設の他事業所との勤務が明確に区別されていない。

③衛生管理が不十分

・従業者の健康状態を把握しないまま業務に従事させている。

[介護給付費の算定及び取扱い]

①通所リハビリテーション事業所において、必要な個別リハビリテーションを実施していないのに、短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定している。

5. 障害福祉サービス事業所の指摘事項（25頁参照）

区 分	障害福祉サービス
実地指導対象施設・事業所	1,143
実地指導実施施設・事業所 A	188
文書指摘を受けた施設・事業所 B	107
指摘率（B/A）	56.9
指 摘 事 項	指摘数
	件
【人員に関する基準】	3
【設備に関する基準】	0
【運営に関する基準】	173
【介護給付費の算定及び取扱い】	52
【その他】	8
合 計	236

本県が所管する障害福祉サービス事業所は1,143事業所であり、実地指導を行った事業所数は188（実地指導率16.4%）です。（内訳は次表のとおり）

サービス事業所の種類	対象数	実施数	サービス事業所の種類	対象数	実施数
居宅介護	120	21	自立訓練（宿泊型）	2	1
共生型居宅介護	1	0	就労移行支援	28	4
重度訪問介護	112	18	就労継続支援A型	41	5
共生型重度訪問介護	1	0	就労継続支援B型	166	30
行動援護	13	2	就労定着支援	7	0
同行援護	46	11	自立生活援助	4	0
短期入所	76	13	共同生活援助	104	27
療養介護	4	2	地域移行支援	21	0
生活介護	100	20	地域定着支援	21	0
共生型生活介護	3	3	児童発達支援	72	6
施設入所支援	29	4	放課後等デイサービス	135	16
自立訓練（生活訓練）	13	2	保育所等訪問支援	24	3
			計	1143	188

このうち文書指摘した事業所数は107（指摘率56.9%）です。

指摘件数は236件で、内訳は、人員に関する基準関係で3件、運営に関する基準関係で173件、介護給付費の算定及び取扱い関係で52件、その他8件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。（サービス事業別）

[居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護]

- ・運営規程に不備がある。
- ・重要事項が掲示されていない。
- ・会計の区分が不適切である。
- ・サービス提供記録の記載が不適切である。

[生活介護]

- ・運営規程に不備がある。
- ・非常災害対策が不十分である。

[施設入所支援]

- ・運営規程に不備がある。
- ・事故発生時の対応が不適切である。
- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切である。

[就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型]

- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切である。
- ・個別支援計画の手続きに不備がある。
- ・工賃の支払いに関して不備がある。

[共同生活援助]

- ・基本報酬の算定に誤りがある。
- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切である。
- ・個別支援計画の手続きに不備がある。
- ・運営規程に不備がある。

[児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援]

- ・非常災害対策が不十分である。
- ・運営規程に不備がある。
- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切である。

【参考Ⅰ】 社会福祉法人の経営分析（19頁参照）

Ⅰ. 経営分析結果の主な数値

（1）特別養護老人ホームを主として運営する法人（30法人）

① 安定性分析（流動比率）	573.0%
② 収益性分析（収益高経常利益率）	4.8%
③ 償還力分析（長期借入金償還力）	3.2倍
④ 経営安全率分析	5.7%
⑤ 高額繰越金比率	89.3%
⑥ 経常収益人件費比率	65.3%

（2）保育所を主として運営する法人（31法人）

① 安定性分析（流動比率）	142.4%
② 収益性分析（収益高経常利益率）	7.9%
③ 償還力分析（長期借入金償還力）	3.6倍
④ 経営安全率分析	8.9%
⑤ 高額繰越金比率	39.3%
⑥ 経常収益人件費比率	68.7%

（3）障害者（児）福祉施設を主として運営する法人（29法人）

① 安定性分析（流動比率）	609.3%
② 収益性分析（収益高経常利益率）	5.9%
③ 償還力分析（長期借入金償還力）	8.8倍
④ 経営安全率分析	6.6%
⑤ 高額繰越金比率	93.8%
⑥ 経常収益人件費比率	63.0%

2. 特別養護老人ホームを主として運営する法人の経営分析結果

特別養護老人ホーム等を主たる事業として運営している社会福祉法人30法人について、経営分析を行いました。

(1) 安定性分析

流動比率、固定比率、自己資本比率の3つの指標で安定性の判定を行いました。

① 流動比率

流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、法人の短期的な支払能力を表す基本比率です。高いほど、短期的な支払能力が高いことを表します。平均値で見ると、573.0%となっており、短期的支払能力が高いことを示しています。

② 固定比率

自己資本に対する固定資産の割合を示すものであり、低いことが望ましい傾向です。この比率が100%以下であれば、法人が所有する固定資産は自己資本だけで調達していることになります。平均値で見ると、90.8%となっており、30法人中17法人(56.7%)が100%以下となっています。

③ 自己資本比率

総資本に対する自己資本の割合を示し、資本構造の健全性を表す重要な指標になります。平均値で75.1%であり、健全性が高いことがわかります。

(2) 収益性分析

収益高経常利益率、総資本経常利益率の2つの指標で収益性の判定を行いました。

① 収益高経常利益率

収益に対する経常利益の割合を示したものであり、平均値で見ると4.8%です。

② 総資本経常利益率

総資本に対して何パーセントの経常利益が出ているかを表す比率です。つまり、経営活動によって使用された総資本に対して経常利益がどのくらい出たかを判断する場合に用いるので、高いほどよいとされています。平均値で見ると1.9%となっています。

(3) 生産性分析

労働生産性の指標で生産性の判定を行いました。

労働生産性の一般的な測定は、分子に収益、分母に「平均従業員数」を用いて行いますが、監査資料からは正確に把握できないので、人件費で代替しました。平均値は152.8%であり、これは、法人が100の人件費を投入して152.8のリターンを得たことを示しています。

(4) 償還力分析

償還力を、償却前経常増減差額／設備資金借入金元金償還支出の算式で計算しました。平均値で見ると、3.2倍となっており、これは、1年間に返済しなければならない設備

資金借入金元金償還額の3.2倍の利益があることを示します。換言すれば、1年間で約3.2年間分の設備資金借入金元金償還額に相当する利益を得たこととなります。

なお、30法人中11法人が無借金経営を行っています。

(5) 経営安全率分析

経営安全率は、 $(1 - \text{損益分岐点収入} / \text{収益}) \times 100$ の算式で計算したものであり、この数値(%)だけ収入がダウンした場合に収支0(減価償却後)になることを表しています。平均値でみると、5.7%となっており、収入が5.7%ダウンした場合に、収支0(減価償却後)になることを示しています。

3. 保育所を主として運営する法人の経営分析結果

保育所を主たる事業として運営している社会福祉法人31法人について経営分析を行いました。

(1) 安定性分析

流動比率、固定比率、自己資本比率の3つの指標で安定性の判定を行いました。

① 流動比率

流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、法人の短期的な支払能力を表す基本比率です。高いほど、短期的な支払能力が高いことを表します。平均値でみると、142.4%となっており短期的支払能力は高いといえます。

② 固定比率

自己資本に対する固定資産の割合を示すものであり、低いことが望ましい傾向です。この比率が100%以下であれば、法人が所有する固定資産は自己資本だけで調達していることとなります。平均値でみると、111.7%と100%を超えており、31法人中17法人(54.8%)は、100%以下となっています。

③ 自己資本比率

総資本に対する自己資本の割合を示し、資本構造の健全性を表す重要な指標です。平均値で73.8%であり、健全性が高いことがわかります。

(2) 収益性分析

収益高経常利益率、総資本経常利益率の2つの指標で収益性の判定を行いました。

① 収益高経常利益率

収益に対する経常利益の割合を示したものであり、平均値でみると、7.9%です。

② 総資本経常利益率

総資本に対して何パーセントの経常利益が出ているかを表す比率です。つまり、経営活動によって使用された総資本に対して経常利益がどのくらい出たかを判断する場合に用いるので高いほどよいとされています。

平均値で見ると4.3%となっています。

(3) 生産性分析

労働生産性の指標で生産性の判定を行いました。

労働生産性の一般的な測定は、分子に収益、分母に「平均従業員数」を用いて行いますが、監査資料からは正確に把握できないので、人件費で代替しました。

平均値は143.1%であり、これは、法人が100の人件費を投入して143.1のリターンを得たことを示しています。

(4) 償還力分析

償還力を、償却前経常増減差額／設備資金借入金元金償還支出の算式で計算しました。平均値で見ると、3.6倍となっており、これは、1年間に返済しなければならない設備資金借入金元金償還額の3.6倍の利益があることを示します。換言すれば、1年間で約3.6年間分の設備資金借入金元金償還額に相当する利益を得たこととなります。

なお、31法人中13法人が無借金経営を行っています。

(5) 経営安全率分析

経営安全率は、 $(1 - \text{損益分岐点収入} / \text{収益}) \times 100$ の算式で計算したものであり、この数値(%)だけ収入がダウンした場合に収支0(減価償却後)になることを表しています。平均値で見ると、8.9%となっており、収入が8.9%ダウンした場合に、収支0(減価償却後)になることを示しています。

4. 障害者(児)福祉施設を主として運営する法人の経営分析結果

障害者(児)福祉施設を主たる事業として運営している社会福祉法人29法人について経営分析を行いました。

(1) 安定性分析

流動比率、固定比率、自己資本比率の3つの指標で安定性の判定を行いました。

① 流動比率

流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、法人の短期的な支払能力を表す基本比率です。高いほど、短期的な支払能力が高いことを表します。平均値で見ると、609.3%となり、短期的支払能力が高いことを示しています。

② 固定比率

自己資本に対する固定資産の割合を示すものであり、低いことが望ましい傾向です。この比率が100%以下であれば、法人が所有する固定資産は自己資本だけで調達していることとなります。平均値で見ると、83.1%となっており、29法人中16法人(55.2%)が100%以下となっています。

③ 自己資本比率

総資本に対する自己資本の割合を示し、資本構造の健全性を表す重要な指標です。平均

値で86.9%であり、健全性が高いことがわかります。

(2) 収益性分析

収益高経常利益率、総資本経常利益率の2つの指標で収益性の判定を行いました。

① 収益高経常利益率

収益に対する経常利益の割合を示したものであり、平均値で見ると、5.9%となっています。

② 総資本経常利益率

総資本に対して何パーセントの経常利益が出ているかを表す比率です。つまり、経営活動によって使用された総資本に対して経常利益がどのくらい出たかを判断する場合に用いるので高いほどよいとされています。

平均値で見ると2.6%となっています。

(3) 生産性分析

労働生産性の指標で生産性の判定を行いました。

労働生産性の一般的な測定は、分子に収益、分母に「平均従業員数」を用いて行いますが、監査資料からは正確に把握できないので、人件費で代替しました。平均値は157.8%であり、これは、法人が100の人件費を投入して157.8のリターンを得たことを示しています。

(4) 償還力分析

償還力を、償却前経常増減差額／設備資金借入金元金償還支出の算式で計算しました。平均値で見ると、8.8倍となっており、これは、1年間に返済しなければならない設備資金借入金元金償還額の8.8倍の利益があることを示します。換言すれば、1年間で約8.8年間分の設備資金借入金元金償還額に相当する利益を得たこととなります。

なお、29法人中7法人が無借金経営を行っています。

(5) 経営安全率分析

経営安全率は、 $(1 - \text{損益分岐点収入} / \text{収益}) \times 100$ の算式で計算したものであり、この数値(%)だけ収入がダウンした場合に収支0(減価償却後)になることを表しています。平均値で見ると、6.6%となっており、収入が6.6%ダウンした場合に、収支0(減価償却後)になることを示しています。

5. 経営分析値（令和2年度決算）

（金額単位：千円、1法人平均）

区 分		計算式	特別養護 老人ホーム	保育所	障害者（児） 福祉施設	
貸借対照表	資産	流動資産 ①	288,290	117,962	623,890	
		固定資産 ②	619,740	571,684	1,616,633	
		資産計 ③	①+②	908,030	689,646	2,240,523
	負債	流動負債 ④		50,315	82,847	102,400
		固定負債 ⑤		175,412	99,241	191,608
		負債計 ⑥	④+⑤	225,727	182,088	294,008
	資本	純資産 ⑦		682,303	511,870	1,946,246
		うち積立金		66,270	92,795	357,481
		負債及び純資産計⑧	⑥+⑦	908,030	693,958	2,240,254
事業活動計算書	収益	収益計 ⑨		372,407	975,139	
	費用	費用計 ⑩	⑩+~⑮	349,079	349,245	922,707
		人件費 ⑪		239,353	260,256	617,861
		うち役員報酬		1,095	0	0
		事務費 ⑫		29,400	36,704	84,305
		事業費 ⑬		58,466	41,092	105,556
		減価償却費 ⑭		29,355	22,180	68,560
		その他 ⑮		△ 7,495	△ 10,987	46,425
	増減差額	サービス活動増減差額⑯	⑨-⑩	16,750	23,162	52,432
		サービス活動外増減差額⑰		672	6,406	4,947
		経常増減差額 ⑱	⑯+⑰	17,422	29,568	57,379
償却前経常増減差額⑲		⑭+⑱	46,777	51,748	125,939	
	次期繰越活動増減差額⑳		326,107	157,368	1,024,698	
資金収支	設備資金借入金元金償還支出		14,467	14,570	14,285	
	当期末支払資金残高		260,300	53,376	557,138	
経営分析値	収益性	総資本経常利益率（%）	⑱/⑱	1.9%	4.3%	2.6%
		収益高経常利益率（%）	⑱/⑲	4.8%	7.9%	5.9%
		収益額事業費比率（%）	⑲/⑲	16.0%	11.0%	10.8%
		総資本回転率（回）	⑲/⑱	0.4	0.5	0.4
	生産性	労働生産性（%）	⑲/⑲	152.8%	143.1%	157.8%
		労働分配率（%）	⑲/⑲	65.4%	69.9%	63.4%
	安定性	自己資本比率	⑲/⑱	75.1%	73.8%	86.9%
		負債比率（%）	⑲/⑲	33.1%	35.6%	15.1%
		流動比率（%）	⑲/⑲	573.0%	142.4%	609.3%
		固定比率（%）	⑲/⑲	90.8%	111.7%	83.1%
		固定長期適合率（%）	⑲/（⑲+⑲）	72.3%	93.5%	75.6%
		長期借入金償還力（倍）	※1	3.2	3.6	8.8
		高額繰越金比率（%）	※2	89.3%	39.3%	93.8%
	損益	損益分岐点（千円）	※3	345,093	339,172	910,795
		経営安全率（%）	※4	5.7%	8.9%	6.6%
人件費比率（%）		※5	74.9%	79.6%	72.3%	
経常収益人件費比率（%）		※6	65.3%	68.7%	63.0%	

※1 （経常増減差額⑱+減価償却費⑭）/設備資金借入金元金償還支出

※2 （当期末支払資金残高+積立金）/⑲

※3 （⑲+⑲+⑲+⑲-⑲）/（1-⑲/⑲）

※4 （1-損益分岐点収入/収益）

※5 人件費⑲/費用（減価償却費を除く）（⑲-⑲）

※6 人件費⑲/経常収益（⑲+⑲）

【参考Ⅱ】 社会福祉施設の県内平均給与額

入所者・利用者の処遇を適切に行うためには、それを支える職員の処遇（給与等）をよくすることも重要です。法人等の監査では、給与規程に則った給与、諸手当が支給されているか確認しています。次表は、令和3年4月1日現在の県の監査対象となる社会福祉施設の正規職員の平均年齢、平均給与額（※）をまとめたものです。

※平均給与額とは、正規職員の本俸+特殊業務手当の合計を平均している。

（1）平均年齢・平均給与（老人福祉施設）（単位：歳、円）

職種	平均	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	軽費老人ホーム・ケアハウス
事務員	年齢	47.2	44.2	43.9
	給与	196,258	185,087	177,853
看護職員	年齢	51.4	51.9	54.5
	給与	226,353	228,729	215,015
介護職員	年齢	44.5	41.2	44.9
	給与	190,362	196,788	190,785
調理員	年齢	45.1	48.2	49.6
	給与	170,182	166,055	167,753
施設数		18	91	16

※養護老人ホームは、公設公営施設3施設を除く

（2）平均年齢・平均給与（児童福祉施設）（単位：歳、円）

職種	平均	保育所	児童養護施設
保育士等	年齢	39.1	35.6
	給与	217,368	229,425
看護師等	年齢	47.6	42.4
	給与	204,597	247,766
調理員等	年齢	41.6	47.8
	給与	187,827	199,583
事務員、用務員等	年齢	41.9	47.3
	給与	190,102	243,564
施設数		215	13

（3）平均年齢・平均給与（障害者（児）福祉施設）（単位：歳、円）

職種	平均	身体障害者施設	知的障害者施設	障害児施設
事務員	年齢	46.9	44.4	41.1
	給与	259,912	225,830	215,018
指導員等	年齢	45.1	42.8	39.0
	給与	219,447	234,660	228,917
調理員	年齢	54.2	48.1	43.5
	給与	168,485	196,993	189,121
施設数		7	22	5

【資料】

1. 令和3年度文書指摘の主な事項（社会福祉法人）

区 分	老人施設	児童福祉施設等	障害者(児)施設	法人計	
指導監査対象法人数	45	37	29	111	
指導監査実施法人数 (A)	10	17	8	35	
文書指摘を受けた法人数 (B)	5	9	6	20	
B/A	50.0%	52.9%	75.0%	57.1%	
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	計	
I 法人運営	6	19	3	28	
1 定款	・ 必要事項が記載されているか。 ・ 所定の手続きを経ているか。 等	4		4	
2 内部管理体制 (特定社会福祉法人)	・ 内部管理体制が理事会で決定されているか 等			0	
3 評議員・評議員会	・ 要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。 ・ 評議員の数は法令及び定款で定める員数か。 等	2	7	1	10
4 理事	・ 欠格事由を有するものが選任されていないか。 ・ 含まれなければならないものが選任されているか。 ・ 理事長、業務執行理事は理事会で選任されているか。 等				0
5 監事	・ 法令、定款に定める手続きにより選任、解任されているか。 ・ 欠格事由のある者が選任されていないか。 ・ 法に定める業務を行っているか。 等		1		1
6 理事会	・ 法令、定款の定めにより開催されているか。 ・ 決議は法令、定款の定めにより行われているか。等	4	7	2	13
7 会計監査人	・ 定款の定めにより設置、選任されているか。 ・ 法令の定めにより会計監査を行っているか。				0
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	・ 報酬等が法令で定めるところにより支給されているか。 ・ 報酬等の支給基準を法令の定める手続きで定め、公表しているか。等				0
II 事業		0	1	1	2
1 事業一般	・ 定款に従い適正に実施されているか。 ・ 「地域における公益的な取組」を実施しているか。		1		1
2 社会福祉事業	・ 適正に実施されているか ・ 必要な資産を有しているか。				0
3 公益事業	・ 適正に実施されているか			1	1
4 収益事業	・ 適正に実施されているか				0
III 管理		4	5	7	16
1 人事管理	・ 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。				0
2 資産管理	・ 基本財産の管理運用が適切になされているか。 ・ 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。 等			3	3
3 会計管理	・ 収支予算は適正に編成、執行されているか。 ・ 予算の執行、資金等の管理体制が整備されているか。 ・ 資産の評価は適正に行われているか。 ・ 会計帳簿は適正に整備されているか。 等	4	4	4	12
4 その他	・ 社会福祉法人の関係者に特別の利益を与えていないか。 ・ 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。 ・ 福祉サービスの評価、質の向上の措置を行っているか。 等		1		1
		10	25	11	46

2. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉法人）

区 分	H29	H30	R1	R2	R3	前年比 (%)
指導監査対象法人数	97	97	105	105	111	105.7
指導監査実施法人数 (A)	64	38	30	24	35	145.8
文書指摘を受けた法人数 (B)	28	16	8	8	20	250.0
B/A	43.8%	42.1%	26.7%	33.3%	57.1%	
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	計
I 法人運営	44	35	5	14	28	200.0
1 定款 ・必要事項が記載されているか。 ・所定の手続きを経ているか。等	1	6	0	2	4	200.0
2 内部管理体制 (特定社会福祉法人) ・内部管理体制が理事会で決定されているか 等	0	0	0	0	0	—
3 評議員・評議員会 ・要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。 ・評議員の数は法令及び定款で定める員数か。等	16	11	1	6	10	166.7
4 理事 ・欠格事由を有するものが選任されていないか。 ・含まなければならないものが選任されているか。 ・理事長、業務執行理事は理事会で選任されているか。等	4	1	2	0	0	—
5 監事 ・法令、定款に定める手続きにより選任、解任されているか。 ・欠格事由のある者が選任されていないか。 ・法に定める業務を行っているか。等	7	3	0	1	1	100.0
6 理事会 ・法令、定款の定めにより開催されているか。 ・決議は法令、定款の定めにより行われているか。等	15	6	0	5	13	260.0
7 会計監査人 ・定款の定めにより設置、選任されているか。 ・法令の定めにより会計監査を行っているか。	0	0	0	0	0	—
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬 ・報酬等が法令で定めるところにより支給されているか。 ・報酬等の支給基準を法令の定める手続きで定め、公表しているか。等	1	8	2	0	0	—
II 事業	0	0	0	1	2	200.0
1 事業一般 ・定款に従い適正に実施されているか。 ・「地域における公益的な取組」を実施しているか。	0	0	0	1	1	100.0
2 社会福祉事業 ・適正に実施されているか ・必要な資産を有しているか。	0	0	0	0	0	—
3 公益事業 ・適正に実施されているか	0	0	0	0	1	皆増
4 収益事業 ・適正に実施されているか	0	0	0	0	0	—
III 管理	40	43	13	4	16	400.0
1 人事管理 ・法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	2	0	0	0	0	—
2 資産管理 ・基本財産の管理運用が適切になされているか。 ・基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。等	4	6	1	0	3	皆増
3 会計管理 ・収支予算は適正に編成、執行されているか。 ・予算の執行、資金等の管理体制が整備されているか。 ・資産の評価は適正に行われているか。 ・会計帳簿は適正に整備されているか。等 ・社会福祉法人の関係者に特別の利益を与えていないか。	26	31	10	3	12	400.0
4 その他 ・社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。 ・福祉サービスの評価、質の向上の措置を行っているか。等	8	6	2	1	1	100.0
	84	78	18	19	46	242.1

3. 令和3年度文書指摘の主な事項（社会福祉施設）

区 分	事業種別施設数			計
	老人施設	児童福祉施設等	障害者(児)施設	
指導監査対象施設数	278	294	9	581
指導監査実施施設数 (A)	148	288	2	438
文書指摘を受けた施設数 (B)	1	130	1	132
指摘率 (B/A)	0.7	45.1	50.0	30.1
指摘事項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	計
1. 運営・管理	1	83	1	85
①就業規則、管理規程等不備、実態と乖離		28		28
②災害等事故の防止対策が不十分		17		17
③非常勤職員の雇用形態が不十分		3		3
④労働基準法に基づく届出なし		2		2
⑤その他	1	33	1	35
2. 入所者処遇	0	60	0	60
①入所者の預り金の管理、取扱いが不十分				0
②遺留金品・入院患者日用品費の取扱いが不適切				0
③入所者の健康管理が不十分		3		3
④適切な給食の提供等が不十分		4		4
⑤その他		53		53
3. 職員処遇	0	66	0	66
①給与規程が不備、実態と乖離等		12		12
②勤務体制の整備が不十分				0
③給与・各種手当の支給が不適正		42		42
④退職共済制度への加入が不適切				0
⑤その他		12		12
4. 経理事務	0	38	0	38
①会計処理が不適切		15		15
②工事、高額物品購入事務処理が不適切		6		6
③繰入金の処理が不適切				0
④会計責任者等への辞令なし				0
⑤その他		17		17
合 計	1	247	1	249

4. 年度別文書指摘の主な事項（社会福祉施設）

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年度比 (%)
指導監査対象施設数	558	566	584	585	581	99.3
指導監査実施施設数 (A)	461	496	490	447	438	98.0
文書指摘を受けた施設数 (B)	107	103	82	121	132	109.1
指摘率 (B/A)	23.2%	20.8%	16.7%	27.1%	30.1%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1. 運営・管理	50	64	51	52	85	163.5
① 就業規則、管理規程等の不備、実態との乖離	6	10	8	3	28	933.3
② 災害等事故の防止対策が不十分	19	19	4	10	17	170.0
③ 非常勤職員の雇用形態が不十分	0	1	3	0	3	皆増
④ 労働基準法に基づく届出なし	1	5	4	2	2	100.0
⑤ その他	24	29	32	37	35	94.6
2. 入所者処遇	14	18	19	30	60	200.0
① 入所者の預り金の管理、取扱いが不十分	1	0	0	0	0	—
② 遺留金品・入院患者日用品費の取扱いが不適切	0	0	0	0	0	—
③ 入所者の健康管理が不十分	1	2	4	1	3	300.0
④ 給食の提供が不十分	6	12	8	3	4	133.3
⑤ その他	6	4	7	26	53	203.8
3. 職員処遇	14	25	30	89	66	74.2
① 給与規程が不備、実態と乖離等	0	3	4	15	12	80.0
② 勤務体制の整備が不十分	1	0	1	0	0	—
③ 給与・各種手当の支給が不適正	9	17	19	63	42	66.7
④ 退職共済制度への加入が不適切	0	0	0	2	0	0.0
⑤ その他	4	5	6	9	12	133.3
4. 経理事務	72	36	42	58	38	65.5
① 会計処理が不適切	10	9	16	25	15	60.0
② 工事、高額物品購入事務処理が不適切	31	10	4	9	6	66.7
③ 繰入金の処理が不適切	0	0	0	0	0	—
④ 会計責任者等への辞令なし	0	0	2	0	0	—
⑤ その他	31	17	20	24	17	70.8
合 計	150	143	142	229	249	108.7

5. 令和3年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所、障害福祉サービス事業所）

区 分	介護保険施設・事業所			障害福祉サービス事業所	計
	施設サービス	居宅サービス	計		
実地指導対象施設・事業所数	121	1,324	1,445	1,143	2,588
実地指導実施施設・事業所数 (A)	23	212	235	188	423
文書指摘を受けた施設・事業所数 (B)	0	14	14	107	121
指摘率 (B/A)	0.0%	6.6%	6.0%	56.9%	28.6%
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	計
1. 人員に関する基準	0	13	13	3	16
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	0	13	13	3	16
2. 設備に関する基準	0	0	0	0	0
① 設備、居室、病室などの不備	0	0	0	0	0
3. 運営に関する基準	0	10	10	173	183
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	0	0	0	5	5
② サービス提供の記録などの不備	0	0	0	23	23
③ 利用料の受領に関する不備	0	0	0	5	5
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	0	7	7	0	7
⑤ 運営規程の不備	0	0	0	37	37
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	0	1	1	17	18
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	0	0	0	2	2
⑧ 衛生管理が不十分	0	2	2	1	3
⑨ 個人情報取扱の不備など	0	0	0	2	2
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	3	3
⑪ 事故発生時の対策が不十分	0	0	0	6	6
⑫ 会計処理区分が不明確など	-	-	-	9	9
⑬ 非常災害対策の不備	0	0	0	16	16
⑭ その他	0	0	0	47	47
(1) 個別支援計画の取扱いが不十分	-	-	-	17	17
(2) その他	0	0	0	30	30
4. 介護給付費等の算定及び取扱い	0	1	1	52	53
5. その他	0	0	0	8	8
合 計	0	24	24	236	260

※居宅サービスは、介護予防を含む。

6. 年度別文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所）

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年度比 (%)
実地指導対象施設・事業所数	1,761	1,455	1,483	1,441	1,445	100.3
実地指導実施施設・事業所数 (A)	542	490	477	232	235	101.3
文書指摘を受けた施設・事業所数 (B)	45	39	14	7	14	200.0
指摘率 (B/A)	8.3%	8.0%	2.9%	3.0%	6.0%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1. 人員に関する基準	11	16	8	0	13	皆増
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	11	16	8	0	13	皆増
2. 設備に関する基準	0	0	0	0	0	—
① 設備、居室、病室などの不備	0	0	0	0	0	—
3. 運営に関する基準	65	68	9	7	10	142.9
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	8	8	1	0	0	—
② サービス提供の記録などの不備	2	1	0	0	0	—
③ 利用料の受領に関する不備	0	1	0	1	0	0.0
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底 など	24	8	5	4	7	175.0
⑤ 運営規程の不備	2	7	0	0	0	—
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	7	12	1	1	1	100.0
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	2	9	0	0	0	—
⑧ 衛生管理が不十分	4	11	1	0	2	皆増
⑨ 個人情報取扱いの不備など	0	5	1	0	0	—
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	0	—
⑪ 事故発生時の対策が不十分	2	0	0	0	0	—
⑫ 非常災害対策の不備	4	0	0	0	0	—
⑬ その他	10	6	0	1	0	0.0
4. 介護給付費の算定及び取扱い	6	12	5	5	1	20.0
5. その他	0	0	0	1	0	0.0
合 計	82	96	22	13	24	184.6

7. 年度別文書指摘の主な事項（障害福祉サービス事業所）

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年度比 (%)
指導監査対象施設・事業所数	1,148	1,206	1,095	1,123	1,143	101.8
指導監査実施施設・事業所数 (A)	316	340	392	241	188	78.0
文書指摘を受けた施設・事業所数 (B)	280	271	309	165	107	64.8
指摘率 (B/A)	88.6%	79.7%	78.8%	68.5%	56.9%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1. 人員に関する基準	21	32	24	18	3	16.7
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	21	32	24	18	3	16.7
2. 設備に関する基準	16	6	10	0	0	—
① 設備、居室、病室などの不備	16	6	10	0	0	—
3. 運営に関する基準	743	723	760	332	173	52.1
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	18	9	15	6	5	83.3
② サービス提供の記録などの不備	43	15	15	15	23	153.3
③ 利用料の受領に関する不備	16	15	22	9	5	55.6
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	0	13	0	1	0	0.0
⑤ 運営規程の不備	112	124	136	63	37	58.7
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	68	59	46	30	17	56.7
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	21	22	16	4	2	50.0
⑧ 衛生管理が不十分	40	28	44	9	1	11.1
⑨ 個人情報取扱いの不備など	21	12	17	4	2	50.0
⑩ 苦情解決体制が不十分など	6	5	5	4	3	75.0
⑪ 事故発生時の対策が不十分	19	20	2	4	6	150.0
⑫ 会計処理区分が不明確など	58	53	45	16	9	56.3
⑬ 非常災害対策の不備	71	92	97	32	16	50.0
⑭ その他	250	256	300	135	47	34.8
(1)個別支援計画の取扱いが不十分	66	77	82	65	17	26.2
(2)その他	184	179	218	70	30	42.9
4. 介護給付費等の算定及び取扱い	101	135	153	107	52	48.6
5. その他	79	73	74	21	8	38.1
合 計	960	969	1,021	478	236	49.4

8. 令和3年度の特別監査の状況

実施年月	事業種別	監査事由	監査結果
3年4月	介護老人保健施設	心理的虐待	令和3年7月30日付 で改善勧告
3年2月～4月 (2年度から継続)	放課後等デイサービス	人員基準違反	令和3年8月2日付 で改善勧告
3年10月～4年1月	放課後等デイサービス	人員基準違反 不正請求 不実記載	令和4年4月22日付 で行政処分（指定の一部 の効力の停止）

参考：令和2年度までに特別監査し、令和3年度に処分等実施

実施年月	事業種別	監査事由	監査結果
(事例なし)			

9. 介護報酬・自立支援給付費（支援費）の返還状況（平成13年度～令和3年度）

	介護保険介護報酬		障害福祉自立支援給付費 （支援費）	
	事業所数	返還額（千円）	事業所数	返還額（千円）
13年度	18	31,499	-	-
14年度	23	75,418	-	-
15年度	55	52,442	1	179
16年度	92	125,721	13	2,165
17年度	209	67,637	5	769
18年度	127	111,543	0	0
19年度	62	18,284	1	7,667
20年度	54	11,984	0	0
21年度	39	7,140	1	4
22年度	69	14,781	0	0
23年度	35	63,270	8	2,953
24年度	34	7,967	0	0
25年度	43	106,298	0	0
26年度	25	26,143	24	11,044
27年度	20	10,301	56	50,686
28年度	12	7,503	48	64,786
29年度	11	11,494	32	39,535
30年度	7	11,328	34	34,755
元年度	6	7,182	74	104,498
2年度	8	27,856	41	46,339
3年度	5	2,244	23	26,491
計	954	798,035	361	391,871

10. 令和4年度指導監査等実施方針

(令和4年6月17日 R04-04730-00638 長崎県福祉保健部長)

1. 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

法人監査については国が示す「社会福祉法人指導監査実施要綱」、施設監査については国が示す施設種別毎の指導監査指針等を踏まえるとともに、前年度までの監査結果等を勘案して、以下のとおり定める。

また、法令、定款及び施設種別ごとの設備・運営の基準（最低基準）等が遵守されているか実地確認を主として行い、法人・施設運営の適正化、施設福祉（支援）サービスの向上に資するものとなるよう実施する。

なお、「事前提出資料」により、法人・施設がその運営状況の自主点検を行うよう指導する。

(1) 法人の健全な運営の確保

施設の運営は、これを設置運営する法人の評議員会、理事会及び監事機能の如何により大きく左右される。

このため、法人役員がその使命を十分認識し、施設の適正な運営の確保及び不祥事や事故の未然防止に努めることが必要である。

重点指導項目は次のとおりとする。

① 評議員及び理事の審議の充実並びに監事の監査の充実

・評議員及び役員を選任が適切に行われ、評議員会及び理事会において適切な審議のもと決議されているか。

・監事監査が形式的・表面的なものに陥らないために、監査の充実に努めているか。

なお、会計監査人及び専門家による支援を受けているか、支援を受けていない場合も、「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」・「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」等を活用した監査が行われているか。

② 財産の適正管理（特に、基本財産の登記確認、担保設定有無の確認）

③ 適正な会計処理

・複数の職員による内部牽制体制の確立が図られ、会計基準や指導指針などに基づき、会計処理が適切に行われているか。

(2) 施設の運営管理体制の確立

施設の適正な運営を確保するためには、施設の運営管理体制を確立することが必要である。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 火災、風水害、地震等の防災体制（特に、夜間発生時の体制）の確保と消防設備等の整備及び避難計画（自然災害対策・原子力災害対策）の策定状況
- ② 管理規程、就業規則等必要な規定の整備と適正な運用
- ③ 会計の関係通知に準拠した事務処理
・複数の職員による内部牽制体制の確立が図られ、会計基準や指導指針などにに基づき、会計処理が適切に行われているか。

（３）職員の確保と職員処遇の充実

入所者の処遇の充実を図るためには、必要な職員の確保と職員処遇の充実が必要である。

なお、職員処遇に関する事項については、長崎労働局と相互に連携して指導する。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 配置基準に基づく適正な職員数の確保と資質の向上（研修の充実）
- ② 給与規程の整備と適正な給料及び諸手当の支給
- ③ 社会福祉施設における職員処遇等の改善指導取扱い（ガイドライン）に基づく改善指導
- ④ 労働契約法における「無期労働契約への転換ルール（５年ルール）」の遵守

（４）適切な入所者処遇の確保

入所者に対する適切な処遇を確保するために、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮しつつ処遇の充実に努めることが必要である。

このため、必要に応じて入所者処遇の状況など施設運営の実態をより正確に把握するため、一般職員等から施設運営の状況を聞くこととする。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 入所者の虐待防止及び人権侵害等の防止（従業者や入所者から聞き取り調査等を実施）
- ② 入所者の個別処遇方針の策定及び適切な処遇の実践
- ③ 感染症発生の防止及び発生時の対応

- ④ 事故発生の防止及び発生時の対応
- ⑤ 誤薬事故発生の防止及び発生時の対応

(5) 不祥事案につながりやすい事項の監査の徹底

- ① 収入について、本来収入とすべきもの（私的契約児の利用料、職員給食費、職員住居費、生産物売払等）が簿外処理されていないか
- ② 保育所において不適切な私的契約児はいないか
- ③ 私的流用（飲食代、タクシー代、旅費等）がないか
- ④ 不適切な法人外への資金の流出や不適切な使途がないか
- ⑤ 架空の（或いはほとんど勤務実態がない）給与・賃金・時間外手当等の支払いはないか
- ⑥ 経理規程に反し、施設・設備工事において、契約後の大幅な変更等がないか、特定の業者に発注が集中していないか
- ⑦ 入所者預り金の不適切な管理が行われていないか

2. 施設整備事業の適正な推進

社会福祉施設等の整備については、「長崎県社会福祉施設整備事業の適正化に関する要綱」等に基づき適正に執行されることが必要である。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 適正な入札の執行（特に、市町職員等の立会い）
- ② 適正な工事契約の締結
- ③ 工事代金の適正支出

3. 支給決定及び入所措置事務等実施機関（市町、こども・女性・障害者支援センター）の指導

実施機関においては、介護給付費等支給決定及び社会福祉施設への適正な入所措置事務等の確保が図られることが必要である。

そこで、国が示す「市町村指導指針」及び「施設入所措置事務等実施機関指導監査指針」を踏まえるとともに、前年度までの指導結果等を勘案し、重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 適正な支給決定及び入所判定委員会の開催運営を含む適正な入所措置事務等の確保（特に、入所措置前後の実態把握）
- ② 適正な施設入所管理事務の確保

4. 介護サービス事業者等の指導監査

介護保険制度の健全かつ適正な運営を図る観点から、法令等に基づく適正な事業実施を確保するため、「長崎県介護保険施設等指導要綱」により、介護給付等対象サービスの質の確保・向上及び保険給付の適正化を図る。

なお、問題事業者等に対しては「長崎県介護保険施設等監査要綱」に基づき厳正に監査等を実施する。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 認知症ケアの理解、高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、利用者の生活実態の確認・サービスの質に関する確認
- ② 一連のケアマネジメントプロセスの指導
- ③ 火災、風水害、地震等発生時の消火・避難・通報体制の確保等の対策
- ④ 感染症発生の防止及び発生時の対応
- ⑤ 事故発生の防止及び発生時の対応
- ⑥ 苦情処理の対応
- ⑦ 勤務体制の確保（特に、各種住宅併設型の介護サービス事業者への指導）
- ⑧ 介護報酬（特に、各種加算及び減算）の算定

5. 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査

障害者及び障害児の福祉の増進を図る観点から、障害者総合支援法等に基づく適正な事業実施を確保するため「長崎県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱」により、障害福祉サービス及び相談支援の質の確保並びに自立支援給付の適正化を図る。

なお、問題事業者等に対しては「長崎県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱」に基づき厳正に監査等を実施する。

重点指導項目は次のとおりとする。

- ① 虐待及び人権侵害の防止（入所施設については、利用者から聞き取り調査等を実施）
- ② 入所者預り金の不正管理等の防止
- ③ 消防設備の整備及び火災、風水害、地震等発生時の消火・避難・通報体制の確保等の対策（入所施設については、職員から聞き取り調査等を実施）
- ④ 感染症発生の防止及び発生時の対応
- ⑤ 自立支援給付費（特に、各種加算及び減算）の算定
- ⑥ 就労支援に係る工賃・賃金の支給
- ⑦ 誤薬事故発生の防止及び発生時の対応

6. 指導監査結果の通知及び問題等を有する法人・施設等に対する重点指導

① 指導監査の結果については、指導監査実施日から概ね1か月以内に法人・施設等に通知し（指導監査時の口頭指導を含む）、文書指摘事項については、期限を付して是正状況を報告させるものとする。

② 問題等を有する法人・施設等に対しては、所管課及び法人を所管する市と連携を図り、重点的かつ継続的に指導を行う。

また、不祥事案については、2週間以内に特別監査を実施し、原則として3ヶ月以内に施設運営等の適正化を図る。

なお、必要に応じて抜き打ち監査を実施する。

7. 指摘事項の徹底

文書指摘した事項について、その後の監査で改善していない法人・施設等には顛末書又は誓約書を提出させ、改善の進捗を図る。

なお、それでも改善されない場合は、原則として、改善命令等を行う。